◇ 選管告示

昭和39年11月11日 金曜日 鳥 取 県

◇ ◇ 正 公

誤吿

公

る

区

一日鳥取県告示第三百

告

示

鳥取県告示第五百五十五号 道路

Ø 区域の変更に関する告示 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可舞週火、金曜日發行(但休日に当るときは翌日)

⇔告 示 目 道路の供用開始道路の区域変更 次

る。 道路法 その関係図面は土木部道路課において一般の縦覧に供す の規定に基き道路の区域を次のように変更する。 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第 ---項

昭和三十年十一月十一日

鳥取県知事

遠

茂

道路の種類

路

道路の区域 線 名 岩美郡大成村大字新井字小神谷から 蒲生鳥取線

豚コレラ予防注射の実施土地改良区定款変更認可農業委員会の設置

郡同 村大字中河原字屋敷島まで

考

屋敷島まで 同郡同村大字中河原字 字小神谷から 子・神谷から 屋敷島まで 屋敷島まで 屋敷島まで 間 新旧 新 旧 别 中敷地の Æ. T_1 Ħ. ル 九五、 延 10000 長 \bigcirc ル 道路改良 工事によ 備 る変更

取県公報

昭和三十年十一月十一日

鳥取県知事

遠

藤

名 県道 渖生鳥取線

供用開始の区間

岩美郡大成村大字新井字小神谷か 5

供用開始の期日 郡同 村大字中河原字屋敷島まで

 \equiv

告示の日をもつて供用開始の日とする

項の規定により西伯郡大山町及び大山村を廃し新しく大

鳥取県告示第五百五十七号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七条第一

鳥取県告示第五百五十六号 道路の供用に関する告示

山町が設置されたことに伴い、農業委員会等に関する法

昭和三十年十一月三日次のとおり農業委員会が

の規定に基き次の道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項

その関係図面は土木部道路課において一般の縦覧に供す により、 律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項の規定 設置された。

茂

農業委員会の名称

昭和三十年十一月十一日

鳥取県知事

遠

茂

区 大山町農業委員会

前の大山町及び大山村の農業委員会の区域

鳥取県告示第五百五十八号

日認可した。 第二項の規定により、 波土地改良区の定款変款について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条 国分寺土地改良区及び中私都村篠 昭和三十年十一月七

昭和三十年十一月十一日 鳥取県知事

遠

茂

	鳥取県告示第五百五十九号	"	•	"	(旧渡村)	"
' '7'	次のように豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病	"	十六日	"	(旧余子村)	"
5200	予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定	"		"	(旧渡村)	"
オ	により、豚の所有者に対して予防注射をうけることを命	"	十七日	"		"
拟	する。	"		"	(旧外江町)	"
7	昭和三十年十一月十一日	"		米子市	大篠津	"
木	鳥取県知事 遠 藤 茂	"	十八日	境港町	境港	"
収	一 実施の目的 豚コレラ予防のため	"		"	(旧外江町)	"
局	二 実施の区域 別表のとおり	"		"	(旧中浜村)	"
Η	三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲・	"		米子市:	大篠津	ál. //
七唯	豚、但し生後四十日、分娩前後一箇月以内のものを除	"	十九日	境港町	(旧中浜村)	,"
	·	"		米子市	(旧和田村)	"
11 H	四 実施の期日 別表のとおり	"	二十一日	境港町	(旧中浜村)	"
11/3	五・検査、注射の別及びその方法	"//		米子市	(旧和田村)	"
V.4-	豚コレラ予防液、皮下注射	"	二十二日	"	(旧富益村)	
日本川い	別表	"		"	(旧崎津村)	"
μ	実施月日 実施区域 実施場所	"	二十四日	"	(旧富益村)	"
•)	十一月十五日 境港町(旧余子村) 同上	"		"	(旧崎津村)	"

3

昭和30年11月11日

金曜日

息

二十六日

境· 港 米子市

町

二十八日

(旧上道村

(旧夜見村 (旧彦名村 (旧上道村 (旧崎津村 (旧富益村)

米子市 境港町

(旧夜見村) (旧彦名村) 二十五日

第2667号

九日

住吉、 福生、

車尾

二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、 政治資金規正法 鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号 (昭和二十三年法律第百九十四号) · 第十 協

要旨は次のとおりである。

その他の団体又はその支部の收支に関する報告書の

る第十八条の規定による報告書 (定期)

-

_ 期間 昭昭

和三十年六月三十日和三十年一月一日か まって

種類

臨時教育委員会を次のとおり招集する 鳥取県教育委員会告示第四十九号

教育委員会告示

昭和三十年十一月十

日日

鳥取県教育委員会委員長

泂

合

弘

道

昭和三十年度教育表彰に 鳥取果教育委員会会議室 0

 \vee

7

選挙管理委員会告示

議 場

日 題所時

昭和三十年十一月十二日午前十

時

昭和三十年十一月十一日 政党、協会その他の団体の收支に関する 報告書要旨 鳥取県選挙管理委員会委員長 政治資金規正法第十二条及びこれを準用 武 正 ~雄

総 額 ıщ

件数寄円-附以件 上五 の百

上件

の千

支円

上五

の百

報告書受

の千 寄円

上件

の又及 総はび 件数||州以一 総

会 名

町 司 志 会

溝 淸

金曜日 鳥 取 県 公

(二) (一)

支

出

寄附者

該当なし 該当な

兀

主たる寄附者及び支出

5

香川県、 鳥取県、

愛媛県及び高知県が、

各種公共施設に要する

四国連合宝く

八

抽

ぜ、

h. 期

昭和三十年十二月

日

年十一月三十日まで

資金に充当するため共同して第一回中国、

昭和30年11月11日

発売の

理由

島根県、

岡山県、

広島県、

山口県、

德島県、

七

発売期間 証票の型式

昭和三十年十

一月十

日

カン

5

昭

和三十

開封式

六 五 几

証票の金額

一枚

百円

発売の金額及び数

一千六百万円

十六万通

第

回中国、

四国連合宝くじ発売要領

公

告

 \equiv

受託銀行 名称

東京都千代田区内幸町一の

株式会社

日本勧業銀行

第

一回中国、

四国連合宝くじ

じを発売しようとするものである。

体

政党、

他

協会その

O

7

口

支出の 総類

件総 出以 総

額

件数 支円-出以件 総

額

1円

理年月日

Ó Ó

1 円

1円

1四

1円

額 寄收寄 附入附

Ξ

報告書の要旨

一等残念賞

二百万円

一万円

本 本

等

十 九

当せん金支払開始日

昭和三十年十二月七日

六 五 の二 残等 今し

念_四等賞等等

昭和四年四月十五月第三種郵便物認可

發 行 日 火

金

一受託銀行から直接に購入した者、又はその相続人 その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領す ることができない。 証票を転売することはできない。 二十万円 五十万円 三十万円 十万円 五千円 五十円 万円 千円 百円 三千二百本 十六本 三百二十本 四万八千本 四本 三本 一本 本 本 七二 六五 \equiv 二九 頁 九 Ŧī. 頁 告示第三百九号中 $\overline{\circ}$ 匹 行 六 Ξ 一、九〇六 、 八 の 五 ノ こ。 一。 0 三ラミ 四〇〇 = / - • ・ 八 〇 五 ノ 〇 三 ・ 三 一, 四〇〇 二、九〇六 畑•正 ΙE

注意事項

九八

七

正

誤

昭和三十年六月二十一日鳥取県告示第三百八号及び第三

百九号中誤植があるので次のとおり訂正する。 告示第三百八号中

FP ; 發 刷 行 鳥 塚 **者** 縣 鳥 鳥 鳥取鳥取 市取東 市 東 縣町 MJ. 取 EP

刷

所 縣